○財務省農林水産省告示第二十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年八厘」を「年七厘」に、「年九厘五毛」を「年八厘五毛」に、「年一分九厘五毛」を「年一分八厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年七厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年七厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第百二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣　下村　博文

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例

学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校」という。）において国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを円滑に実施することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款の4又は5に規定する学校設定科目又は学校設定教科に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必履修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必履修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

マセマティカル・スタディーズ	数学Ⅰ
マセマティックス	数学Ⅰ
フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジー	生物基礎
ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な学習の時間

二　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の普通科においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒が学校設定科目等について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

三　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒に対し、国語以外の教科、総合的な学習の時間及び特別活動について、英語による指導を行うことができること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件の一部改正）

2　学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件（平成二十七年文部科学省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

件名及び本則中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

○財務省農林水産省告示第二十一号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省農林水産省告示第二十二号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。